

事 務 連 絡

令和7年12月22日

各健診等機関 様

兵庫県国民健康保険団体連合会

特定健診等の受付関係帳票及び支払額通知書等の「振込額データダウンロード機能」による提供について

平素は、本会の業務運営にご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特定健診の費用請求における「受付関係帳票」及び「支払額通知書」等については、郵送により提供しているところですが、令和8年3月発送分より、診療報酬等をオンライン請求している機関については、「振込額データダウンロード機能」による提供となります。

つきましては、下記のとおり、提供方法を変更いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、郡市医師会への送付分及び診療報酬等をオンライン請求していない機関への送付分については、従来どおり郵送での提供となります。

記

1 対象機関

過去に一度でも診療報酬明細書（レセプト）をオンライン請求された機関（本会で正常に受け付けられたものに限ります）。

2 対象帳票（別添「振込額データダウンロード機能による提供帳票一覧」のとおり）

連合会から機関宛てに、直接通知している帳票が対象となります。

（1）受付関係帳票

※郡市医師会が取りまとめて、連合会へ請求データを提出している場合は対象外です。

※機関が連合会へ直接、請求データを電子媒体（CD等）で提出している場合に限ります。

(2) 支払関係帳票

※郡市医師会から支払を受けている場合は対象外です。

※連合会から機関へ直接支払を行い、通知している場合に限りです。

※代行分については、保険者が支払先の健診等機関番号を「999999999」と設定した場合、一律で郵送での提供となります。

3 振込額データダウンロード機能による提供時期

(1) 開始日

令和8年3月18日(水)

受付関係帳票：令和8年3月受付分 支払額通知等：令和8年2月受付分

(2) データ配信時期

毎月18日頃

4 注意点

ダウンロード可能期間は、公開から3か月となります。3か月を過ぎると帳票データは削除されますので、期間内にダウンロードいただきますようお願いいたします。

5 ダウンロード方法

ダウンロード方法についての詳細なマニュアルは、オンライン請求システムトップ画面左の「マニュアル」内にある「操作手順書 運用編【医療機関・薬局・訪問看護ステーション用】」内の「8.2.4 振込額データをダウンロードする（国保連合会のみ機能）」をご参照ください。

担当 保険者支援部事業課健診システム係 TEL：078-332-9502

振込額データダウンロード機能による提供帳票一覧

	パターンA		パターンB		パターンC	
請求元	医師会取りまとめ		医師会取りまとめ		健診等機関	
支払先	医師会取りまとめ		健診等機関		健診等機関	
R8.3から振込額データダウンロード機能で提供する帳票	(受付関係帳票) 対象なし	(支払関係帳票) ・ 過誤調整結果通知書 ・ 返戻一覧表（健診）（指導） ・ 支払額通知書（代行分）	(受付関係帳票) 対象なし	(支払関係帳票) ・ 支払額通知書 ・ 支払額内訳書 ・ 合計書（毎年2月のみ） ・ 過誤調整結果通知書 ・ 返戻一覧表（健診）（指導） ・ 支払額通知書（代行分）	(受付関係帳票) ・ データ受領書 ・ 受付エラー連絡書	(支払関係帳票) ・ 支払額通知書 ・ 支払額内訳書 ・ 合計書（毎年2月のみ） ・ 過誤調整結果通知書 ・ 返戻一覧表（健診）（指導） ・ 支払額通知書（代行分）
該当医師会※	・ 尼崎市医師会 ・ 明石市医師会（明石市国保分） ・ 加古川医師会 ・ 高砂市医師会 ・ 神崎郡医師会 ・ 相生市医師会	・ 赤穂郡医師会 ・ 丹波市医師会 ・ 洲本市医師会 ・ 淡路市医師会 ・ 南あわじ市医師会	・ 神戸市医師会 ・ 伊丹市医師会 ・ 川西市医師会 ・ 宝塚市医師会 ・ 西宮市医師会 ・ 芦屋市医師会 ・ 三木市医師会 ・ 小野市・加東市医師会 ・ 加西市医師会	・ 西脇市多可郡医師会 ・ 姫路市医師会 ・ 赤穂市医師会 ・ 佐用郡医師会 ・ 朝来市医師会 ・ 豊岡市医師会 ・ 三田市医師会 ・ 丹波篠山市医師会	・ 明石市医師会（国保組合分（集合契約B）） ・ たつの市・揖保郡医師会 ・ 宍粟市医師会 ・ 養父市医師会 ・ 美方郡医師会	※上記医師会以外であっても、健診等機関から連合会へ直接請求した場合は、パターンCとなります。

・ 振込額データダウンロード機能による提供は、連合会から健診等機関宛てに直接通知している帳票に限ります。

請求元、支払先が「医師会取りまとめ」（パターンA・B）の場合、連合会からの通知は医師会宛てになります（下記「○医師会宛てに通知する帳票」のとおり）。

・ 代行分については、保険者が支払先の健診等機関番号を「999999999」と設定した場合、一律で郵送での提供となります。

・ 過去に一度も診療報酬をオンライン請求していない健診等機関については、従来どおり全ての帳票を郵送で提供します。

○医師会宛てに通知する帳票

(1) 「請求元：医師会取りまとめ」の場合（パターンA・B）

・ データ受領書 ・ 受付エラー連絡書

(2) 「支払先：医師会取りまとめ」の場合（パターンA）

・ 支払額通知書 ・ 支払額内訳書 ・ 合計書 ・ 過誤調整結果通知書

※ 令和7年3月に、郡市医師会に請求方法や支払先等に関する調査を行った際の取りまとめ結果に基づき、パターン分けしています。